

## 『刑事訴訟法講義 第2版』法改正に伴う補訂箇所

### 1 平成22年法改正（平成22年法律第26号）箇所

(1) 113頁：下から7行目に下記段落を挿入

「押収物の還付を受けるべき者の所在が判らない等により、還付することができない場合には、検察官又は司法警察員は政令で定める方法により公告しなければならない（499条2項・1項。平成22年改正）。」

(2) 171頁：下から6行目

第2版の記述	改正後
(250条1～7号)	(250条1項・2項)

(3) 172頁：図

別添「平成22改正・172頁図」に差し替える。

### 2 平成23年法改正（平成23年法律第74号「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」による改正）箇所

(1) 132頁：第5章の最後

別添「平成23改正・132頁解説」を挿入する。

(2) 本法施行後の条ずれ・項ずれ等（手続法整備に係る部分については、公布の日〔平成23年6月24日〕から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行するとされている）

第2版該当頁	第2版の記述	改正後
28 頁下から7 行目	差押状・捜索状の	差押状・ <u>記録命令付差押状・捜索状</u> の
44 頁下から13 行目	(218 条3 項)	(218 条 <u>4</u> 項)
76 頁上から14 行目	(218 条2 項, 犯捜規	(218 条 <u>3</u> 項, 犯捜規
96 頁上から7 行目	(218 条2 項)	(218 条 <u>3</u> 項)
同頁上から10 行目	(99 条2 項)	(99 条 <u>3</u> 項)
97 頁上から9 行目	「差し押えるべき物」及び	「 <u>差し押さえるべき物</u> 」, 「 <u>記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者</u> 」及び
100 頁下から9 行目	(218 条3 項, 犯捜規 137 条)	(218 条 <u>4</u> 項, 犯捜規 137 条)
同頁下から9～8 行目	(218 条3 項)	(218 条 <u>4</u> 項)
108 頁上から6 行目	解せよう。	解せよう。(なお平成23年改正について、132 頁解説参照)。
112 頁下から2 行目	これに代わるべき者に	これに代わるべき者 <u>(110 条の2の規定による処分を受けた者を含む)</u>
115 頁下から7 行目	(218 条3 項, 犯捜規	(218 条 <u>4</u> 項, 犯捜規
116 頁上から3 行目	(218 条2 項)	(218 条 <u>3</u> 項)
同頁下から5 行目	(218 条4 項,	(218 条 <u>5</u> 項,
同頁下から3 行目	(218 条5 項)	(218 条 <u>6</u> 項)
121 頁上から8 行目	218 条5 項	218 条 <u>6</u> 項
同頁下から2 行目	刑訴法 218 条5 項が	刑訴法 218 条5 項(注: 現行同条6 項)が
125 頁下から8 行目	刑訴法 218 条2 項のような	刑訴法 218 条2 項(注: 現行同条3 項)のような

■ 公 訴 時 効 ■

時効起算点 (253) = 犯罪行為の終了

時効進行

時効完成 (250)

公訴の提起

免訴判決 (337 ④)

時効期間	人を死亡させた罪で死刑に当たるもの		なし
	人を死亡させた罪で禁錮以上の刑に当たるもの	無 期	30 年
		20 年	20 年
		上 記 以 外	10 年
	上記以外の罪	死 刑	25 年
		無 期	15 年
		長期 15 年以上	10 年
		長期 15 年未満	7 年
		長期 10 年未満	5 年
		長期 5 年未満	3 年
罰 金		3 年	
拘留・科料		1 年	

\*平成 22 年刑訴法改正（平成 22 年法律第 26 号）により、人を死亡させた犯罪のうち法定刑に死刑が定められているものについては、公訴時効の対象から除外されるとともに、人を死亡させた犯罪のうち法定刑に懲役又は禁錮が定められているものについては、公訴時効の期間が改められた。

○情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律○

平成 23 年に「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 74 号)が成立した。本法はサイバー関係の法整備, 強制執行妨害関係の罰則整備, 犯罪収益規制に関する規定の整備を行ったものである。

サイバー関係の法整備として, 刑法ではいわゆるコンピュータウィルスの作成・供用等の罪の新設(刑法 19 章の 2「不正指令電磁的記録に関する罪」の新設), わいせつ物頒布等の罪の処罰対象の拡充(刑法 175 条), 電子計算機損壊等業務妨害罪の未遂処罰規定の新設(刑法 234 条の 2 第 2 項の新設)がなされたが, サイバー関係における証拠収集等の手続法整備として, 刑事訴訟法においても以下のような改正が行われている。

①電気通信回線で接続している記録媒体からの複写の制度の導入(99 条 2 項〔新設〕, 218 条 2 項〔新設〕), ②記録命令付差押えの新設(99 条の 2〔新設〕, 218 条 1 項), ③電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備(110 条の 2〔新設〕, 222 条 1 項), ④保全要請に関する規定の整備(197 条 3 項～5 項〔新設〕), ⑤電磁的記録に係る記録媒体についての差押状の執行を受ける者等に対する協力要請に関する規定の整備(111 条の 2〔新設〕, 142 条, 222 条 1 項), ⑥電磁的記録の没収に関する規定の整備(498 条の 2〔新設〕等)などである。

このうち①の規定は, ネットワークが高度に発達した現在, 当該コンピュータ等を差し押さえる方法だけでは, 証拠収集の目的を達成できないことも多いことから設けられたもので, 差押え対象がコンピュータ(電子計算機)であるとき, メールサーバや, 当該コンピュータで作成したファイルを保管しているストレージサーバなどからデータを複写して差し押さえるという制度である。複写の対象となるデータ(記録媒体)は, 差押え対象である電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって, 「当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるもの」である。複写の対象となる記録媒体の範囲を記載した令状が必要であり, 令状には差押え対象物たる電子計算機のほか, 電磁的記録を複写すべき記録媒体の範囲を記載しなければならない(107 条 2 項, 219 条 2 項)。

②は, 電磁的記録の保管者等に命じて, 証拠として必要な電磁的記録を他の記録媒体に記録させた上で, 当該記録媒体を差し押さえるという制度である。例えば通信事業者等をしてサーバコンピュータ等から必要なデータを CD-R 等に記録

等させて、これを差し押さえることができる。コンピュータ・システムの操作については専門的な知識や技術が必要な場合が生じうるとい理由がある一方、被処分者が協力的であり、記録媒体自体を差し押さえなくても当該電磁的記録の内容を証拠化でき証拠収集目的を達成することができる場合は、その方が合理的であることから設けられたものである。

また③は、例えばコンピュータ等の差押えに代えて、必要なデータをCD-R等に複写等した上で、これを差し押さえるものである。差押えをする者が、電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代えて、電磁的記録を他の記録媒体に複写等して、差し押さえることを可能とするものである。この110条の2の処分と②の記録命令差押えは、必要な電磁的記録が記録されている記録媒体自体は差し押さえることなく、その電磁的記録を取得するものであるという点において共通している。

④の保全要請は、検察官・検察事務官・司法警察員が、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、通信事業者等に対し、その業務上記録している通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日を超えない期間（特に必要があり、延長する場合には、通じて60日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができるとするものである（197条3項・4項）。コンピュータ・ネットワーク等を利用した犯罪捜査においては、その匿名性のゆえ犯人特定のため通信履歴を確保することが重要であるが、通信履歴は一般に短時間で消去される場合が多いことから、この保全要請が設けられたものである。

なお、保全要請又は捜査関係事項照会を行う場合、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることが可能である（197条5項）。

⑤は、電磁的記録に係る記録媒体の差押えに当たっては、最も知識を有すると思われる当該被処分者の協力を得ることが必要であるが、その協力の法的根拠を明らかにするために整備されたものである。

なお、電磁的記録も常に有体物である記録媒体に保存等されている状態で存在しており一部の没収として行うことも可能である。従って刑訴法498条に規定する偽造変造の表示と同様に、没収された電磁的記録に係る記録媒体を返還等する場合には、当該電磁的記録を消去等しなければならないという規定が新設されたのが⑥（498条の2）である。